

名護市環境クリーン推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成20年条例第19号）第8条の規定に基づく名護市環境クリーン指導員として名護市環境クリーン推進員（以下「推進員」という。）を設置し、市と連携して地域における一般廃棄物の適正排出及び減量化対策を推進し、廃棄物の散乱の防止に努め、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生活環境の清潔の保持に努めるとともに、地域住民による一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導を行うこと。
- (2) 一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用に関し、本市と地域住民との間及び地域住民相互間の連絡及び調整を行うこと。
- (3) 地域住民の環境意識の普及啓発に努めるとともに、地域住民による集団清掃その他生活環境の向上のための活動を促進すること。
- (4) 本市の行う環境事業につき、調査並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- (5) 不法投棄されやすい場所等を定期的に巡視し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに通報すること。
- (6) その他一般廃棄物の減量及び再生利用、生活環境の保全に努めること。

(研修)

第3条 市長は、推進員が前条の活動を行うに当たって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告)

第4条 推進員は、第2条の活動の状況及び成果について、市長に対し、必要に応じて推進員活動報告書（様式第1号）又は任意の方法により報告するものとする。

(委嘱)

第5条 推進員は、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者で市内に1年以上居住する者から、市長が委嘱する。

- 2 推進員の選出は一般公募とし、推進員申込書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、市長は自治会、婦人会、老人会等の各団体に推薦を依頼することができる。
- 3 前項の推薦は、推進員推薦書（様式第3号）によるものとする。

(任期)

第6条 推進員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(解職)

第7条 推進員が、次の各号に該当するときは、市長は委嘱を解くことができる。

- (1) 委嘱した者が市外に転出したとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(報酬金等)

第8条 推進員の活動は、原則としてボランティアとし、報酬は支給しないものとする。

- 2 推進員は、活動を行うための費用について、予算の範囲内で別に市長が定める額の弁償を受けることができる。

(身分証)

第9条 推進員には、身分を証するため推進員証（様式第4号）を交付する。

(腕章の貸与)

第10条 推進員には、腕章を貸与する。

(事務の所管)

第11条 推進員に関する事務は、市民環境部環境衛生課において処理する。

(補則)

第12条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年11月22日告示第113号)

この要綱は、公布の日から施行する。